

## ○山都町競争契約入札心得

平成 17 年 2 月 11 日

告示第 43 号

(趣旨)

第 1 条 山都町が発注する建設工事、調査、測量、設計等（以下「町工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、山都町財務規則（平成 17 年山都町規則第 34 号。以下「規則」という。）、山都町電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準（平成 26 年山都町公告第 6 号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争入札参加資格の申請)

第 2 条 競争入札に参加しようとする者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、町長が指定する年の 4 月 1 日から同月 30 日まで（以下「指定期間」という。）に、町長に申請しなければならない。ただし、熊本県・市町村電子申請受付システム「よろず申請本舗」を利用して申請する場合は、熊本県工事入札参加者資格審査申請要領の定めるところにより、熊本県を経由して行うものとする。

(1) 建設工事の場合

- ア 建設業許可証明書（写し）
- イ 工事経歴書
- ウ 営業所一覧表
- エ 経営事項審査結果通知書（写し）
- オ 商業登記簿謄本（法人）又は身元証明書（写し）
- カ 納税証明書
- キ 使用印鑑届
- ク 印鑑証明書（写し）
- ケ 技術職員名簿（写し）

コ 主要取引金融機関取引証明書（写し）

サ 建退共加入証明書（写し）

シ 労働保険支払証明書（写し）

(2) 調査、測量、設計等の場合

ア 登録証明書

イ 測量等実績調書

ウ 営業所一覧表

エ 商業登記簿謄本（法人）又は身元証明書（個人）（写し）

オ 納税証明書

カ 使用印鑑届

キ 印鑑証明書（写し）

ク 技術職員名簿

ケ 主要取引金融機関取引証明書（写し）

コ 労働保険支払証明書

2 前項の規定による申請の有効期間は、当該申請を町が受理した日の翌日から指定期間の属する年の翌年度の末日までとする。

3 町長は、必要と認めるときは、第1項に規定する町長が指定する年の翌年の4月1日から同月30日までにおいて、同項の規定による申請を受け付けることができる。この場合において、当該申請の有効期間は、前項の規定にかかわらず、当該申請を町が受理した日の翌日から当該年度の末日までとする。

（一般競争入札参加の申出）

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第76条の公告において指定した期日までに、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものでないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者（規則第2条第5号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第4条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行の際、入札見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、封筒に必要事項を記入して出納員（規則第6条に規定する出納員をいう。以下同じ。）の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、出納員は、預り証を交付する。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引換えに領収証を交付する。

6 落札者が第15条第1項の期間内に契約書（建設工事にあつては山都町公共工事請負契約約款（平成17年山都町告示第46号。以下「契約約款」という。）第1条に規定する公共工事請負契約書（契約約款様式第1号）、調査、測量、設計等にあつては別に定める様式。以下同じ。）の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、町に帰属する。

（入札等）

第5条 入札参加者は、仕様書、図面、契約約款、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約約款、現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより実施する案件（以下「電子入札案件」

という。)においては、電子入札システムにより公告又は通知書に示した時刻までに提出するものとし、電子入札案件以外の場合又は電子入札案件への書面による入札参加を認められた場合においては、様式第1号により作成し、工事名、工事場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入のうえ、公告又は通知書に示した日時に入札場所へ持参するものとする。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは、無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に町工事等を粗雑にした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

8 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。

9 入札者は、あらかじめ契約担当者から工事費内訳書又は業務費内訳書の提

示を求められた場合は、入札に際し、工事費内訳書又は業務費内訳書を提示し、又は提出しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、電子入札システムにより入札を行う者については、電子入札システムにより開札までの間に申し出るものとし、書面による入札を行う者については、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第2号)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
  - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
  - (4) 記名押印を欠く入札
  - (5) 金額を訂正した入札
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 明らかに連合によると認められる入札
  - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (9) 2以上の意思表示をした入札
  - (10) 電子入札システムによる入札において、入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
  - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- (落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札

者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をしたものは、その町工事等の再度の入札に参加することはできない。
- 3 入札を執行する前に予定価格を公にしたものについては、第1項の規定にかかわらず、再度の入札は行わない。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札案件の入札においては、電子入札システムによる電子くじにより落札者を定め、電子入札案件以外の入札においては、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかにそれぞれ契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入通知書兼領収書の交付を受け、納入通知書兼領収書の写しに契約保証金納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。

- 5 第4条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる

担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

（入札保証金等の振替）

第 14 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部を振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第 15 条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合には、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

（異議の申出）

第 16 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約約款、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

附 則

（施行期日）

1 この心得は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

（経過措置）

2 この心得の施行の日の前日までに、合併前の矢部町競争契約入札心得（昭和 52 年矢部町告示第 17 号）、清和村競争契約入札心得（平成 11 年清和村訓令第 7 号）又は蘇陽町競争契約入札心得（平成 13 年蘇陽町告示第 12 号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの心得の相当規定によりなされたものとみなす。



附 則（平成２０年９月１１日告示第４４号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成２２年９月２日告示第３８号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日告示第２１号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

入 札(見 積)書

|    | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

工事番号(委託業務番号) 第 号  
工 事 名(委 託 業 務 名)  
工事場所(履 行 場 所)

山都町競争契約入札心得その他関係規定を承諾のうえ入札(見積)します。

年 月 日

住 所  
商号又は  
名 称  
代表者名



山都町長 様

くじ番号

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

(備考)

- 1 入札(見積)金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 入札又は見積、工事番号又は委託業務番号、工事名又は委託業務名及び工事場所又は履行場所については、それぞれ不要の文字を抹消すること。
- 3 入札(見積)金額は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- 4 くじ番号は、電子入札案件への書面による入札参加を認められた場合においてのみ、任意の3桁の数字を記載すること。

様式第2号(第6条関係)

入 札 辞 退 届

工事番号(委託業務番号) 第 号

工 事 名(委 託 業 務 名)

工事場所(履 行 場 所)

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は  
名 称

代表者名



山都町長 様

(備考)

工事番号又は委託業務番号、工事名又は委託業務名及び工事場所又は履行場所については、それぞれ不要の文字を抹消すること。

(参考)

第 号  
年 月 日

様

山都町長

### 指 名 競 争 入 札 通 知 書

下記のとおり指名競争入札に付しますから山都町競争契約入札心得その他関係規定を承知の上、入札してください。

#### 記

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 工事番号
  - (2) 工 事 名
  - (3) 工事場所
- 2 契約条項を示す場所
- 3 仕様書閲覧期間  
及び現場説明日時場所
- 4 競争入札及び開札の日時
- 5 競争入札及び開札の場所
- 6 入札保証金 免 除
- 7 無効入札に関する事項 山都町競争契約入札心得による
- 8 契約締結の申し出期限 同 上
- 9 入札辞退 入札を希望しない場合は入札を辞退することができる
- 10 最低制限価格 有
- 11 予定価格 一金 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 12 その他
  - (1) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
  - (2) 落札者には、工事内訳書を提出していただきます。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（参考）